

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約による受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行う上で、委託者（以下「甲」という。）が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- 2 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 個人識別符号とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(適切な管理)

- 第2 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲の求めに応じ、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託（当該再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）する場合における再委託先を含む。以下同じ。））に提供し、又はその内容を知らせてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせてはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用の禁止等)

第4 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を当該業務を行う目的の範囲を超えて利用してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の処理を自ら行うものとし、当該個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の指示又は承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、再委託先における当該個人情報の処理に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに乙が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を当該業務を行う目的の範囲を超えて複写又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除された場合は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(違反した場合の措置等)

第9 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めた場合は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況に関する検査)

第10 乙は、甲が必要があると認める場合は、この契約の履行期間中に、乙の事務所、事業場等において、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等についての検査に協力し、必要に応じて甲の指示を受け、その指示に従うものとする。